

宗教法人の事務所備え付け書類・帳簿

宗教法人は、平成7年の宗教法人法改正により、事務所に以下の書類を備え付けなければならないとともに、毎会計年度終了後4カ月以内に一部の書類の写しを所轄庁（都道府県知事または文部科学大臣）に提出する義務があります。

事務所に備え付けなければならない書類・帳簿一覧

書類・帳簿	備付義務	閲覧請求	所轄庁への提出
(1) 規則、認証書	○	○	—
(2) 役員名簿	○	○	○
(3) 財産目録	○	○	○
(4) 収支計算書（※）	○	○	○
(5) 貸借対照表（作成している場合）	○	○	○
(6) 境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類	○	○	○
(7) 責任役員会等の議事録	○	○	—
(8) 事務処理簿	○	○	—
(9) 事業に関する書類（事業を行っている場合）	○	○	○

（※）ただし、①公益事業以外の事業を行わない場合、②年間収入が8千万円を超えない場合、③従来から収支計算書を作成していない場合、にあるときは作成を免除されている。

【宗教法人法第25条 第4項】

宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、第2項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第2号から第4号まで及び第6号※に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

※役員名簿、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表、境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類、第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類。

また事務所備え付け書類は、信者その他利害関係人から閲覧を請求された場合には閲覧させなければならないことになっており、閲覧することについて正当な利益があり、閲覧請求の目的が不当な目的でない、信者その他利害関係人となっております。

【宗教法人法第25条 第3項】

宗教法人は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

○閲覧請求できる者の具体例

具体的に誰が閲覧することに正当な利益がある信者その他利害関係人に該当するかについては、宗教法人と継続的な関係を有し、信者、債権者、保証人、包括・被包括関係にある宗教団体などが該当するものと考えられております。ただし、これはあくまでも例示ですので、閲覧請求に応じるかどうかについては個別の事例に応じて、その閲覧について正当な利益があるか、不当な目的によるものではないかなどを考慮して各宗教法人において自主的に判断することとなります。

宗教法人研修会報告

6月30日（火）午後1時半から4時にかけて、栃木教務支庁において「宗教法人実務研修会」が開催されました。昨年12月に続き二度目の開催、今回は特に会計事務に焦点をあて、予算管理簿の記入実習まで行いました。教会長他約50名が参加し熱心に受講してくださいました。



宗教法人研修会の開催スケジュール（教区）

- 埼玉教務支庁 9月1日 時間、内容未定
- 山形教務支庁 11月3日 時間、内容未定
- 千葉教務支庁 11月29日 時間、内容未定

ご報告

先日、教区にご協力いただきました、所轄庁との関わり等についてのアンケート結果について、7月16日に文化庁宗務課へ報告させていただきました。都道府県によって認証申請の要件や書類が異なる実態を説明させていただき、特に合併の認証申請については不活動法人対策を円滑に進めることができるよう、本教の取り組みに対する所轄庁の理解とご協力を改めて要望させていただきました。全国の所轄庁の実態が把握できる大変貴重な資料となりました。御多用の中ご協力いただき、誠にありがとうございました。

【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル（不動産や近隣関係等）を現役弁護士にご相談いただけます。相談は無料、お気軽にお問合わせください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 山浦 美卯 先生 別城 尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157（担当：原田）

内線電話 5208, 5209